

保育所に配置する職員数や居室面積【総論】

提案概要

- ・保育所保育士定数への准看護師算入を可能とする規制緩和（詳細な考え方はP4参照。）
- ・保育所(認定こども園を含む。)における給食の外部搬入の拡大（詳細な考え方はP5参照。）
- ・保育所に配置する職員数や居室面積に係る義務づけ・枠付けの見直し

基本的な考え方

- 国としては、子どもの健康や安全、発達に直接影響する事項については、国が最低限の基準を定める必要があると考えており、保育所に配置する職員や居室面積の基準については「従うべき基準」としている。
- 義務づけ・枠付けについては、既に議論が行われ、配置する職員の員数に関する基準や居室の面積に関する基準等については、「従うべき基準」とするという結論が出ており(「地方分権改革推進計画」(平成21年12月15日閣議決定))、その後の特段の事情変更は認められないと考えている。
(※) 例えば、屋外遊戯場の設置、耐火上の基準については「参酌すべき基準」としている。

※地方分権改革推進計画(平成21年12月15日閣議決定)(抄)

「児童福祉施設の設備及び運営に関する基準(45条2項)を、条例(制定主体は都道府県、指定都市、中核市(ただし、助産施設、母子生活支援施設及び保育所に限る。))及び児童相談所設置市)に委任する。

条例制定の基準については、医師等の職員の資格に関する基準に係る規定、配置する職員の員数に関する基準に係る規定、居室の面積に関する基準に係る規定並びに施設の利用者及びその家族に対する人権侵害の防止等に係る規定は、「従うべき基準」とし、施設の利用者の数に関する基準に係る規定は、「標準」とし、その他の設備及び運営に関する基準に係る規定は、「参酌すべき基準」とする。ただし、保育所にあつては、東京等の一部の区域に限り、待機児童解消までの一時的措置として、居室の面積に関する基準に係る規定は、「標準」とする。

地方分権改革（保育所関係）について

○ 地方分権改革推進委員会の勧告内容（平成21年10月7日）

保育所の基準について、廃止又は条例委任する。

○ 地方分権改革推進計画の内容（平成21年12月15日閣議決定）

保育所の最低基準は条例で都道府県、指定都市、中核市が定める。その際、

1. ○保育士の配置基準 ○居室の面積基準（乳児室1.65㎡、ほふく室3.3㎡、2歳以上の保育室1.98㎡）
○保育の内容（保育指針）、調理室（自園調理） などについては、国の基準と同じ内容でなければならない。
2. ○屋外遊戯場の設置 ○必要な用具の備え付け ○耐火上の基準
○保育時間 ○保護者との密接な連絡 などについては、国の基準を参考にすればよい。
3. ただし、居室の面積基準については、大都市部の一部の地域に限り、待機児童解消までの一時的な措置として、国の基準を「標準」として、合理的な理由がある範囲内で、国の基準と異なる内容を定めることができる。

→ 地域主権改革推進整備法案（平成22年3月5日閣議決定）を、第174回通常国会に提出。 → 衆議院で継続審議 → 第177回通常国会で成立（平成23年5月2日公布）。

○ 地域主権戦略大綱の内容（平成22年6月22日閣議決定）

特定都道府県及び特定市町村の策定する保育計画の公表について、現行制度で年1回以上の公表が義務づけられていたものを、努力義務化する。

→ 地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律案（平成23年3月11日閣議決定）を、第177回通常国会に提出、成立（平成23年8月30日公布）。

○ 義務付け・枠付けの見直し（平成23年11月29日閣議決定）

保育所の情報提供は、官報や地方自治体の公報への掲載、新聞紙への掲載、掲示場における掲示、インターネットの利用、刊行物の発行等のいかなる方法によっても法的義務が充足される。（児童福祉法第24条5項） ※法改正事項ではない

保育所の居室面積の特例の対象範囲について

条件	待機児童数 100人以上 (特定市町村の2倍) 平均地価 三大都市圏平均以上
全国割合	待機児童の34.7% 就学前児童の13.6%
対象市区町村数	39市区町村
	埼玉県 さいたま市、川口市、朝霞市
	千葉県 市川市
	東京都 中央区、港区、文京区、墨田区、江東区、目黒区、大田区、世田谷区、渋谷区、中野区、豊島区、北区、板橋区、練馬区、足立区、葛飾区、江戸川区、立川市、武蔵野市、三鷹市、府中市、調布市、小金井市、小平市、東村山市、東久留米市、多摩市、西東京市
	神奈川県 横浜市、川崎市、藤沢市、茅ヶ崎市、大和市
	京都府 京都市
	大阪府 大阪市
	兵庫県 西宮市

※ 特定市区町村…児童福祉法に基づき、待機児童が50人以上おり、保育計画の策定が義務づけられている市区町村

※ 待機児童数は平成24年4月1日時点、平均地価は平成24年1月1日時点

※ 平成25年2月時点で国の基準と異なる基準を定める自治体は東京都と埼玉県と大阪市の3自治体

※ 東京都…年度途中に定員を超えて入所させる場合 2歳未満児 2.5㎡/人

※ 埼玉県…指定地域(特例対象自治体)の保育所について 2歳未満児 2.5㎡/人

※ 大阪市…待機がある地域において、安全性が確認された上で、乳幼児1人あたり、1.65㎡を下回らない範囲で保育の実施ができる。

※ 平成25年4月1日より渋谷区、武蔵野市、小金井市、朝霞市を、平成26年4月1日より目黒区を特例措置の対象として加える。

保育所保育士定数への准看護師算入を可能とすることについて

【各論】

基本的な考え方

- 保育所での保育の実施については、保育士がその専門性を活かして実施することが本来の姿。
- 看護師等を一人に限り保育士とみなすことができることとしている措置については、過去に6人以上の乳児を入所させる保育所には、看護師等の配置の努力義務があり、配置した場合には配置基準上保育士に含むものとしていたが、平成10年に乳児に対する保育士の配置基準を6:1から3:1に引き上げ、看護師等の配置努力義務を廃止した際の当分の間の経過措置として、可能にしたものである。
- したがって、看護師等に代えて他の有資格者を保育士とみなすことは考えていない。

【参考：特区の経緯】

従 来

乳児6人以上を入所させる保育所の保育士定数について、当該保育所に勤務する保健師又は看護師1名に限って保育士としてみなすことができる。

特区として対応

- 乳児4人以上6人未満を入所させる保育所の保育士定数に関し、新たに、看護師等を1人に限って保育士とみなして算入することが可能になるよう特区において必要な措置を講ずる。

実施時期：平成22年10月14日より実施

全国的措置として対応

- 全国的措置として対応することとなった(平成26年2月措置)

保育所（認定こども園を含む。）における給食の外部搬入の拡大を

図ることについて【各論】

基本的な考え方

○ 平成25年3月に行われた「公立保育所における給食の外部搬入方式の容認事業」についての構造改革特別区域推進本部評価・調査委員会の評価では、関係府省庁の調査において弊害の除去に引き続き課題が認められたことから、「関係府省庁は、調査結果を踏まえ、上記弊害を除去するため、前回の評価意見を踏まえて作成したガイドライン等を周知・徹底し、ガイドライン等を踏まえた弊害の除去を各保育所へ求める。評価・調査委員会はそれを踏まえた保育所の状況及び子ども・子育て関連3法の施行状況等を踏まえ、平成28年度に改めて評価を行う」ととされた。

○ したがって、現時点において、3歳未満児の給食の外部搬入方式を全国的に認めることや、私立保育所にも拡大することは適切ではなく、今後の評価の結果を踏まえて検討していくことが必要。

【参考：特区の経緯】

従 来

○ 特区の認定を受けた市町村では、公立保育所の全年齢において外部搬入方式を採用することが可能。

平成22年5月末現在で、91市町村475施設が特区認定（うち3歳以上児のみ：188施設）

0～5歳	公立	私立
	(特区) 外部搬入可能	自園調理

H22. 6. 1より

○ 満3歳以上児については公・私立ともに外部搬入方式を採用することが可能。

○ 満3歳未満児については、公立のみについて、引き続き特区の認定を受けた市町村[※]に限り外部搬入方式を採用することが可能。
(私立は自園調理)

3～5歳	公立	私立
	特区によらず 外部搬入可能	自園調理
0～2歳	(特区) 外部搬入可能	自園調理

※ 満3歳以上児の給食の外部搬入にあたっては、従来の特区認定要件を踏まえ、基準を策定し、質を担保した場のみ実施できることとする。

(認定要件)

- 調理室として加熱、保存等のための調理機能を有していること。
- 入所児童の発達段階に応じた食事を提供すること。
- 食育に関する計画に基づき食事を提供するよう努めること。等

※2 平成25年3月末現在で、69市町村308施設が特区認定により給食の外部搬入方式を実施している。

保育所(認定こども園を含む。)における給食の外部搬入の拡大を図ることについて【参考】

評価意見

① 別表1の番号	920
② 特定事業の名称	公立保育所における給食の外部搬入方式の容認事業
③ 措置区分	省令
④ 特区における規制の特例措置の内容	公立保育所の3歳未満児に対する給食について、保育所外で調理し搬入することを可能とする。
⑤ 評価	その他(子ども・子育て関連3法の施行状況等を踏まえて、平成28年度に評価を行う)
⑥ ⑤の評価の判断の理由等	<p>関係省庁によれば、</p> <ul style="list-style-type: none"> 発達段階に応じた給食の対応。特に離乳食をはじめ3歳未満児に必要な個別の対応が困難であり、搬入後に保育所において調理・加工する場合は、衛生管理上の課題や保育士の業務負担の増大が生じている。 ・アレルギー児への対応について、3歳未満児は食物アレルギーの有病率が3歳以上児より高いことに留意が必要であり、学校給食センターや大量調理用の設備しかない場合は代替食の提供は難しく、弁当を持参させたり保育所で除去したりしている場合が多い。 ・体調不良児への対応について、3歳未満児は体調の変化が激しいことに留意が必要である。 ・食育への対応について、調理員・栄養士と子どもとの関わりを持つことが困難である。自園調理をしないと保護者からの食に関する相談に十分に対応できず、保育所の持つ保護者支援の機能が十分発揮されない。 ・保育所と外部搬入事業者の連携について、学校給食センターの栄養士と保育所や市町村の保育担当者等との連携が不十分な例が見られる。 <p>このことについて、</p> <ul style="list-style-type: none"> 評価・調査委員会による調査では、本特例措置の実施に伴い、保育士の加配、一時保育・延長保育・障害児保育の充実、保育所設備の改修、保育料の軽減等、保護者の望む保育の提供に繋がっている。 ・発達段階に応じた給食について、外部搬入により対応できない部分については、各保育所で保育士が細かく刻む等の手を加えて提供すること、乳幼児の喫食状況を栄養士が把握し献立に反映するといった工夫により対応している保育所が存在する。 ・アレルギー児への対応について、外部搬入により対応できない部分については、代替食材、アレルギー食物除去・加算調理、自園調理等で対応している保育所が存在する。 ・食育への対応について、調理する者と子どもの関わり等、保育所における食育を推進するため、保育園の畑で、野菜の栽培と収穫を行い、児童自ら調理して食する機会を設ける等の取組みを実施している保育所が存在する。 <p>ことが確認された。</p> <p>以上より、関係府省庁は、調査結果を踏まえ、上記弊害を除去するため、前回の評価意見を踏まえて作成したガイドライン等を周知・徹底し、ガイドラ</p>

	イン等を踏まえた弊害の除去を各保育所へ求める。評価・調査委員会はそれを踏まえた保育所の状況及び子ども・子育て関連3法の施行状況等を踏まえ、平成28年度に改めて評価を行う。また、関係府省庁及び内閣官房は、本特例措置を活用したために発生した乳幼児の健康に重大な影響を与えることが懸念されるようなケースや、経済活性化に大きく貢献する事例等の把握に務め、評価の際に評価・調査委員会に報告すること。
⑦ 今後の対応方針	関係府省庁は、調査結果を踏まえ、上記弊害を除去するため、前回の評価意見を踏まえて作成したガイドライン等を周知・徹底し、ガイドライン等を踏まえた弊害の除去を各保育所へ求める。評価・調査委員会はそれを踏まえた保育所の状況及び子ども・子育て関連3法の施行状況等を踏まえ、平成28年度に改めて評価を行う。また、関係府省庁及び内閣官房は、本特例措置を活用したために発生した乳幼児の健康に重大な影響を与えることが懸念されるようなケースや、経済活性化に大きく貢献する事例等の把握に務め、評価の際に評価・調査委員会に報告すること。
⑧ 全国展開の実施内容	—
⑨ 全国展開の実施時期	—

自治体へのアンケート調査で判明した課題

「構造改革特別区域において講じられた規制の特例措置のあり方に係る評価意見及び未実現の提案に係る諮問事項に関する意見 平成24年度下半期」(平成25年3月6日 構造改革特別区域推進本部 評価・調査委員会)